

【定款変更案】

現 行	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、広く一般市民を対象に、<u>キュー</u><u>スポーツ</u>である「<u>スヌーカー競技</u>」に関し、日本においての普及事業、競技者の育成事業、国内及び世界各国における<u>キュースポーツ</u>団体との相互協力事業等を行うことにより、わが国の生涯スポーツの普及および振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1) スヌーカー競技の普及事業</p> <p>① 「日本選手権大会」及びその他の競技大会の開催及び運営</p> <p>② スヌーカー競技に関する情報提供及び調査研究事業</p> <p>③ 機関紙・情報誌の発行</p> <p>(2) スヌーカー競技者等の育成事業</p> <p>① スヌーカー競技者の指導・育成、講習会などの開催</p> <p>② スヌーカー競技に関するレフリー、コーチの育成及び資格の認定</p> <p>③ スヌーカー競技に関する資格のガイドラインの策定及び公表</p> <p>(3) 海外交流事業</p> <p>① 海外の<u>スヌーカー</u>団体との情報交換及び協力事業の推進</p> <p>② 国際競技大会への競技者・レフリー・コーチなどの派遣</p> <p>(4) その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 この法人は、次のその他の事業を行う。</p> <p>(1) 機関紙等への広告掲載事業</p> <p>(2) スヌーカーに関連する物品の販売</p> <p>3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、広く一般市民を対象に、<u>ビリヤード</u><u>スポーツ</u>であるスヌーカー競技等に関し、日本においての普及事業、競技者の育成事業、国内及び世界各国における<u>ビリヤードスポーツ</u>団体との相互協力事業等を行うことにより、わが国の生涯スポーツの普及および振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>ビリヤードスポーツ</u>における<u>スヌーカー競技等</u>の普及事業</p> <p>① 「日本選手権大会」及びその他の競技大会の開催及び運営</p> <p>② <u>スヌーカー競技等</u>に関する情報提供及び調査研究事業</p> <p>③ 機関紙・情報誌の発行</p> <p>(2) スヌーカー競技者等の育成事業</p> <p>① <u>スヌーカー競技等</u>に係る競技者及び関係者への指導・育成、講習会などの開催</p> <p>② <u>スヌーカー競技等</u>に関するレフリー、コーチの育成及び資格の認定</p> <p>③ <u>スヌーカー競技等</u>に関する資格のガイドラインの策定及び公表</p> <p>(3) 海外交流事業</p> <p>① 海外の<u>各ビリヤードスポーツ競技</u>団体との情報交換及び協力事業の推進</p> <p>② 国際競技大会への競技者・レフリー・コーチなどの派遣</p> <p>(4) その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 この法人は、次のその他の事業を行う。</p> <p>(1) 機関紙等への広告掲載事業</p> <p>(2) スヌーカー<u>及びビリヤードスポーツ</u>に関連する物品の販売</p> <p>3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。</p>

<p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事6人以上15人以内</p> <p>(2) 監事1人以上2人以内</p> <p>2 理事のうち1人を理事長とし、1名以上2人以内を副理事長とする。</p> <p>(選任等)</p> <p>第14条 理事及び監事は、総会において、会員の中から選任する。</p> <p>2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。</p> <p>3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。</p> <p>5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。</p>	<p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事6人以上15人以内</p> <p>(2) 監事1人以上2人以内</p> <p>2 理事のうち1人を理事長とし、1名以上2人以内を副理事長とする。<u>また必要に応じ、専務理事を若干名置くことができる。</u></p> <p>(選任等)</p> <p>第14条 理事及び監事は、総会において、会員の中から選任する。</p> <p>2 理事長及び副理事長、<u>専務理事</u>は、理事の互選とする。</p> <p>3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。</p> <p>5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。</p>
--	--